

美郷町教育委員会
事務事業点検評価報告書
(令和6年度事務事業分)

令和7年 8 月
美郷町教育委員会

はじめに

美郷町教育委員会では、第3次美郷町総合計画における基本目標の中でも特に関連のある「豊かな心と人材を育てるまち」、「賑わいで活気があふれるまち」という目標達成に向け、「次代を担う子どもの育成」、「心を豊かにする生涯学習の創出」、「つながりが生まれる交流の創出」という基本施策のもと具体的な事務・事業に取り組んでおります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することになっております。

美郷町教育委員会でも、教育行政サービスの質の向上と効率化の実現のため、外部評価委員の意見を取り入れながら事務・事業の点検及び評価を行う、「美郷町教育委員会外部評価システム」を導入しております。

本報告書は令和6年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、教育に関する学識経験者の意見を付して報告するものです。

この美郷町教育委員会外部評価システムを十分に活用し、子どもたちの豊かな人間性を育み、将来の美郷を担う「みさとの子」を育成するために、家庭・学校・地域が一体となって教育の充実を目指してまいります。また、町民一人ひとりが生涯を通じて生きがいをもって生活できるよう、生涯学習や社会教育、スポーツ活動を推進するとともに、地域への愛着と誇りを持てるよう、歴史と文化財の保存と活用に取り組むなど、実効性の高い教育行政の推進とより信頼される教育委員会を目指してまいります。

令和7年8月

美郷町教育委員会

==== 目 次 ====

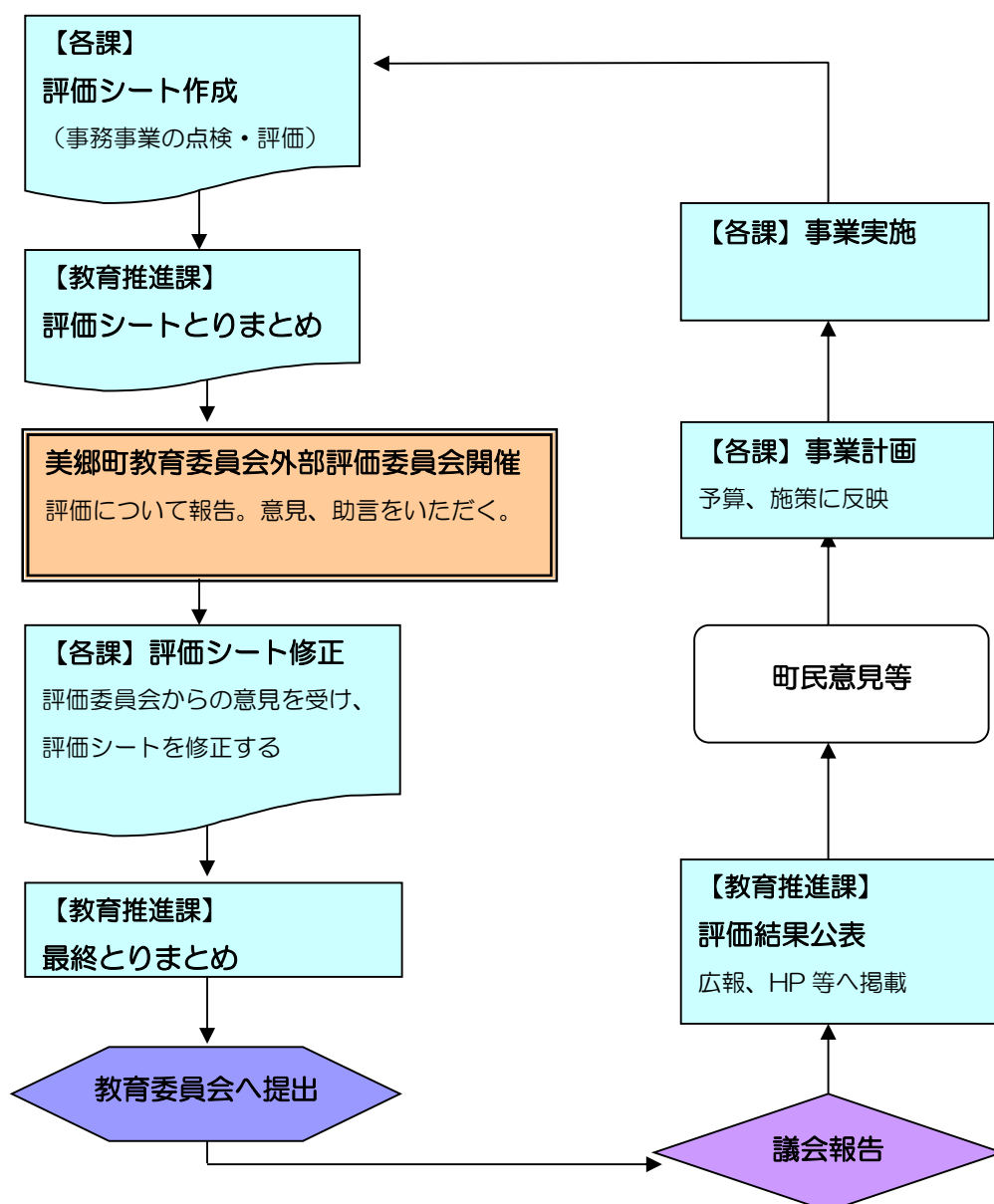
1. 美郷町教育委員会外部評価システムの流れ	3
2. 実施の方法	4
I. 評価シートの作成について	
II. 外部評価委員会	
3. 美郷町教育の基本目標について	6
4. 事業の評価結果	8
(1) 必要性	
(2) 有効性	
(3) 経済・効率性	
(4) 目標達成度	
5. まとめ	12
(資料)	
美郷町教育委員会外部評価委員会設置要綱	13
令和6年度評価事業一覧	14

1. 美郷町教育委員会外部評価システムの流れ

評価は、各事業等について担当課が評価シートを作成することから始まり、行政内部による評価を行います。この行政内部による評価内容について、町民や学識経験者で構成された「美郷町教育委員会外部評価委員会」から評価内容の客観性の検証と、改善に対する助言等をいただきます。

その意見を参考に最終評価を決定し、議会へ報告を行い、その後、評価概要や評価シートを公表します。公表によって町民の皆さまからいただいたご意見・ご要望も今後の参考にし、将来の事業計画に反映していきます。以上のサイクルを毎年繰り返すことで、事業の改善を進め、町民の目線に立った教育行政の運営に努めます。

評価システムの流れ



2. 実施の方法

I. 評価シートの作成について

(1) 評価の対象とする事業

評価対象事業は、町の総合計画の主要施策として定め、「令和6年度 美郷町予算に関する説明書」にある事業とします。令和6年度は31事業を評価の対象としました。

(2) 内部評価における評価者(記入者)

内部評価(評価シート記入者)は各課の事業主担当者です。

(3) 評価年度目標、実績・成果等

外部評価委員からのご意見等を踏まえて今年度の評価年度目標を定め、活動実績とその効果等については、具体的な数値等を用いて記入しています。

(4) 事業の評価

必要性	現在の町民ニーズや社会経済情勢に照らして、事業の必要性があるかどうか、状況の変化に対応しているかどうかを評価します。
有効性	施策や運営方針、町で策定した総合計画の目的の実現にどの程度寄与しているかを評価します。
経済・効率性	事業のコストがかかりすぎていないか、最小の経費で最大の効果を発揮しているか、無駄がないかなど、経済性の面から評価します。また、事務作業に無駄がないか、更なる効率化が図れないかを評価します。
目標達成度	目標の達成状況进行评估します。併せて、目標の設定水準が適切かどうかを検討します。

● 総合評価(内部評価および外部評価)

事業の各評価項目を勘案し、総合的に評価を行います。

総合評価のランク	A	優れた取り組みが多く、十分成果が上がっている
	B	優れた取り組みがいくつかあり、成果が上がっている
	C	成果が十分に上がっておらず、改善の余地が多い
	D	成果がほとんど上がっておらず、抜本的な見直しが必要

(5) 判定説明及び考察

各評価項目の今後の課題や、抱えている問題点などについて、事業全体の視点から捉えた総合的なコメントを記入します。

(6) 事業の方向性

内部評価結果を踏まえ、今後どのように事業を進めるかを選択しています。

Ⅱ. 外部評価委員会

教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図るため、美郷町教育委員会外部評価委員会設置要綱に基づき、5名の委員の方々からご意見・ご指導をいただきました。令和7年7月15日に「第1回美郷町教育委員会外部評価委員会」を開催し、総合評価ランクが妥当かどうか、また、事業効果や考察について検討しました。令和7年7月31日には「第2回美郷町教育委員会外部評価委員会」を開催し、外部評価結果及び校正結果、評価委員意見などを最終確認しました。

美郷町教育委員会 外部評価委員会委員

(任期：令和8年3月31日まで)

氏 名	備 考
中 村 裕 子	美郷町生涯学習奨励員協議会会長
橘 正 幸	美郷町社会教育委員長
檜 尾 順 子	元美郷町教育委員
佐々木 竜 孝	千畑小学校評議員
森 川 悌 一	美郷町PTA連合会会長 美郷町立六郷小学校PTA会長

3. 美郷町教育の基本目標について

美郷町教育の基本目標

「豊かな心と人材を育てるまち」

- 学力向上対策の推進やふるさと教育・キャリア教育の強化などにより、次代を担う子どもを育てるまちを目指します。
- 芸術・文化活動の強化や生涯スポーツの充実などにより、住民の豊かな心を育むまちを目指します。

「賑わいで活気があふれるまち」

- 連携している企業や自治体との交流や東京2020オリンピックのホストタウンのタイ王国との交流の推進などにより、人的・物的なつながりで活気があるまちを目指します。

基本理念

◇ 学校と家庭における基本理念

豊かな人間性を育み、将来の美郷を担う人間の育成

◇ 生涯学習・社会教育における基本理念

豊かな心を育むまち・活気あるまちをめざして

～ 自らデザインし、自ら学び、ともに支え合う地域づくりの実践 ～

各分野の施策

◇ 家庭教育

- ① 家庭教育10か条に基づく家庭教育の推進
- ② 家庭教育充実のための講座・講演会等の開催
- ③ 子育て支援冊子等の作成と活用
- ④ 放課後児童クラブにおける活動の充実

◇ 学校教育

- ① 一人一人の可能性を最大限に伸ばすことを目指した「知・徳・体」の教育の充実
- ② ふるさと教育・キャリア教育の充実

- ③ 夢中になって粘り強く取り組む体験の充実と様々な人との交流推進
- ④ 社会のグローバル化に対応できる子どもの育成を目指す国際教育の推進
- ⑤ 特別支援教育の充実と不登校傾向の児童生徒への支援の充実
- ⑥ 連携を重視した学校づくりの推進
- ⑦ 教育施設の環境整備

◇ **生涯学習・社会教育と芸術文化の振興**

- ① 子どもたちの体験活動の充実
- ② 家庭・学校・地域が連携した取組の推進
- ③ 豊かな生活を送るための学習機会の提供
- ④ 図書館の魅力向上
- ⑤ 読書に親しむ機会を増やす取組の推進
- ⑥ 優れた芸術や文化に直接触れる機会の提供
- ⑦ 友好都市芸術文化団体の交流促進
- ⑧ 野外芸術空間の創出
- ⑨ 社会教育施設の環境整備

◇ **歴史と文化財の保存と活用**

- ① 歴史・文化財の保存と継承
- ② 歴史・文化財の利活用による交流の促進

◇ **スポーツ振興**

- ① スポーツ環境の充実
- ② スポーツ関連施設の利用促進
- ③ 安全、安心で誰もが楽しめるスポーツ施設の整備
- ④ スポーツによる健康づくりの推進
- ⑤ 社会体育施設の環境整備

4. 事業の評価結果

(1) 必要性

町民のニーズに変化があり、事業を行う必要性があるか。

27事業について「十分必要である」、また、残りの4事業についても「おおむね必要である」と判断されており、町民ニーズの高さが表れています。いずれの事業も必要不可欠な事業、制度として定着していると言えます。

(上段：事業数、下段：(%))

区分	十分必要 である	おおむね 必要である	あまり 必要でない	評価なし
令和6年度 (31事業)	27事業 (87.1%)	4事業 (12.9%)	—	—
令和5年度 (37事業)	30事業 (81.1%)	5事業 (13.5%)	—	2事業 (5.4%)

(2) 有効性

施策や運営方針等目的の実現に寄与しているか。

27事業について「十分寄与する」、また、残りの4事業についても「おおむね寄与する」と評価されました。町の施策や運営方針等、目的に沿った事業と判断され、継続実施が望まれました。

(上段：事業数、下段：(%))

区 分	十分 寄与する	おおむね 寄与する	あまり寄与 していない	評価なし
令和6年度 (31事業)	27事業 (87.1%)	4事業 (12.9%)	—	—
令和5年度 (37事業)	31事業 (83.8%)	4事業 (10.8%)	—	2事業 (5.4%)

(3) 経済・効率性

事務効率化、コスト縮減しているか。

19事業について「十分できている」、また、残りの12事業についても「おおむねできている」と認められました。いずれの事業も事務の効率化、コスト縮減に努めていると判断されました。

(上段：事業数、下段：(%))

区 分	十分 できている	おおむね できている	できて いない	評価なし
令和6年度 (31事業)	19事業 (61.3%)	12事業 (38.7%)	—	—
令和5年度 (37事業)	21事業 (56.8%)	14事業 (37.8%)	—	2事業 (5.4%)

(4) 目標達成度

計画通りに目標を達成できたか。

18事業について「達成できている」、また、残りの13事業についても「おおむね達成できている」と判断され、ほぼ計画通りに目標を達成できていると評価されました。

(上段：事業数、下段：(%))

区 分	達成できている	おおむね 達成できている	達成 できていない	評価なし
令和6年度 (31事業)	18事業 (58.1%)	13事業 (41.9%)	—	—
令和5年度 (37事業)	21事業 (56.8%)	13事業 (35.1%)	1事業 (2.7%)	2事業 (5.4%)

【事業の方向性】

今後の事業の方向性では、「継続実施する」が約8割と最も多く、残り2割が「さらに重点化する」となっています。今年度の意見を次年度以降に活かし、さらに実効性の高い教育行政を推進することが求められました。

(上段：事業数、下段：(%))

区 分	さらに 重点化する	継続 実施する	改善見直し を検討する	休止、廃止 を検討する
令和6年度 (31事業)	6 事業 (19.3%)	25 事業 (80.7%)	—	—
令和5年度 (37 事業)	8 事業 (21.6%)	26 事業 (70.3%)	2 事業 (5.4%)	1 事業 (2.7%)

【総合評価】

総合評価において、23事業が「A」評価、また、残りの8事業が「B」評価となり、優れた取り組みが多く、十分な成果が得られていると評価されました。

(上段：事業数、下段：(%))

区分	A	B	C	D	評価なし
	優れた取組が多く、十分成果が上がっている	優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている	成果が十分に上がっておらず、改善の余地が多い	成果がほとんど上がっておらず、抜本的な見直しが必要	
令和6年度 (31事業)	23 事業 (74.2%)	8 事業 (25.8%)	—	—	—
令和5年度 (37 事業)	27 事業 (73.0%)	8 事業 (21.6%)	—	—	2 事業 (5.4%)

【その他評価委員意見】

- 外部評価委員として一部事業に案内をいただき実際に拝見した。現場で事業を体験することは事業を評価するにあたり非常に有効となるので、今後も機会を作っていただきたい。
- 新たな事業の実施や記録・作品・冊子等の制作を事業の最終目標とするのではなく、それらをいかに有効に活用するかを目標として事業展開していただきたい。
- 美郷カレッジ開催事業では、リモート会場を設置し、受講者の利便性に配慮されている。リモート上映、リモート参加をはじめ、コロナ禍を経験したがゆえの工夫は、他にもあると思われるので、様々な事業にも取り入れて、町民の利便性を高めていただきたい。

5. まとめ

令和6年度の重点的な施策として、美郷町教育大綱における「豊かな人間性を育み、将来の美郷を担う人間の育成」を基本理念とした家庭教育・学校教育の推進と「豊かな心を育むまち・活気あるまちづくり」を基本理念とした生涯学習・社会教育と芸術文化の振興、歴史と文化財の保存と活用、スポーツ振興に関する各種事業を推進しました。

人口減少、少子高齢化の急激な進行をはじめとした、めまぐるしく変化する社会情勢の中、計画どおりの事業実践には支障となる厳しい要因が多かったものの、これまでの事業評価を真摯に受け止め、これを意識した事業推進をしたことが、事業評価4つの項目（必要性、有効性、経済・効率性、目標達成）すべてにおいて、前年度を上回る評価となったものと考えます。

令和7年度は「第3次美郷町総合計画」前期行動計画の最終年度で、前期計画の成果等の検証を行い、その検証を踏まえた令和8年度からの後期計画策定の年度であることから、計画に定めた事業の的確な推進に努めるとともに、美郷町が目指す教育の基本的な方向性を示した「美郷町教育大綱」のもと、一層充実した教育活動を展開して参ります。

外部評価委員会の委員の皆さまには、事業評価シートの吟味・査読から、委員会内での慎重な審議に至るまで大変お手数をお掛けいたしました。忌憚のないご意見を賜り、公正な評価判定の指標とさせていただきましたことを、この場を借りて御礼申し上げますとともに、皆様からの貴重なご意見を今後の事業に反映して参ります。

○美郷町教育委員会外部評価委員会設置要綱

平成20年6月2日教育委員会訓令第4号

(設置)

第1条 美郷町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する、事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うことで、地域の実情と住民ニーズに応じ、より効果的な教育行政の推進に資するとともに、事務の管理及び執行状況についての透明性の確保と町民への説明責任を果たすため、美郷町教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育委員会が実施する事務の管理及び執行の状況についての点検と評価
- (2) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、教育に識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議の委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
- 5 委員会の会議は原則公開できるものとする。ただし、公開することが相当でないと委員会が認めるときはこの限りでない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会教育推進課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成20年6月2日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回の委員会の会議は教育委員会が招集する。
附 則（平成22年5月19日教委訓令第8号）
- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。
附 則（平成23年4月1日教委訓令第2号）
- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
附 則（令和2年2月20日教委訓令第4号）
- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。